

3. 安全管理（セキュリティ）



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかと懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念

制度面における保護措置

本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
マイナンバー法（ ）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
通信の暗号化を実施



（ ） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

個人情報保護委員会について

【任務】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

【マイナンバー法関係】



監視・監督

個人情報保護委員会

個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進
広報啓発

国際協力

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法関係】

事業者

個人

認定個人情報保護
団体

監督

* 個人情報保護法は委員会が所管。
(マイナンバー法は内閣府が所管。)

監視・監督

行政機関

独立行政法人

【行政機関個人情報保護法等関係】

非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念されています。

他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念されています。

➡ 法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。

民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（ ）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と 手順を行っている者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元(実存)確認）を行います。





マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元(実存)確認を行います。

番号確認



マイナンバーカード

通知
カード

or

住民票の写し
(マイナンバー付き)



等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認

等



上記が困難な場合は、健康保険の被
保険者証と年金手帳などの2以上の
書類の提示

等

雇用関係にあるなど、人違いでないこと
が明らかと個人番号利用事務実施者
が認めるときは、身元(実存)確認書類
は要しない

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者 **従業員**

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

国民年金の第3号被保険者の届出



事業者への提出義務者
第3号被保険者
従業員は**代理人**などとなる

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー



マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

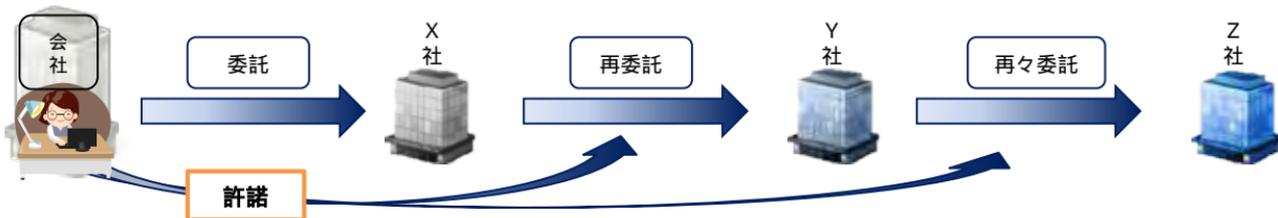
法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

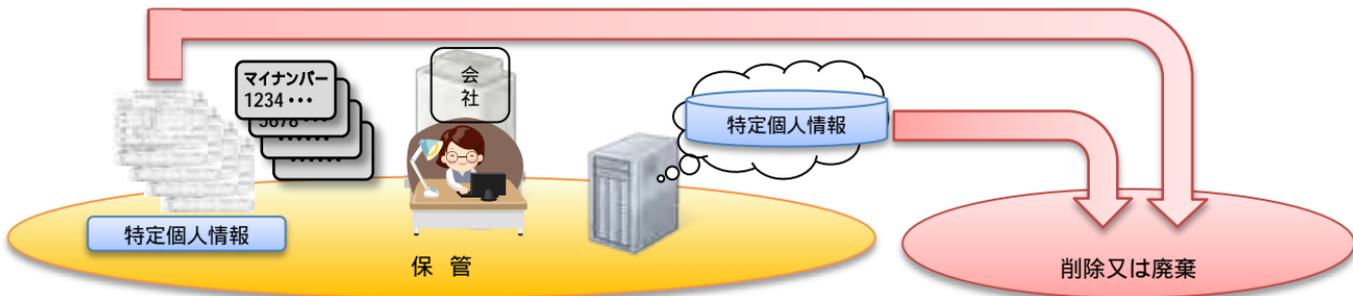
事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの

保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバー制度における罰則の強化

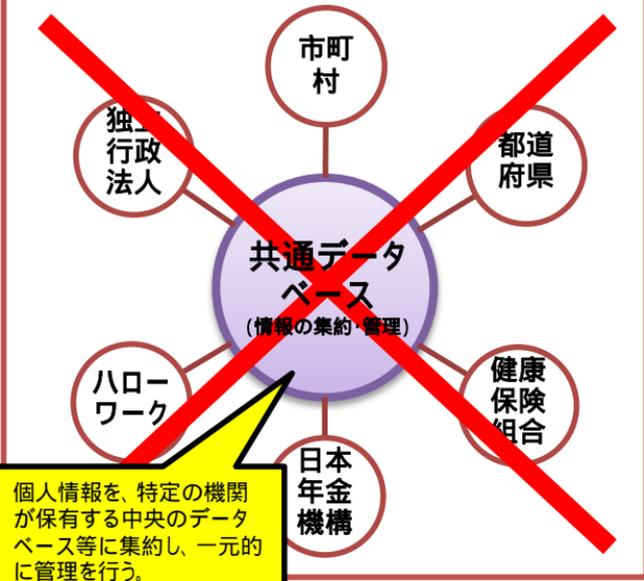
	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	-	-	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	-	-
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	-	-
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	-	-	-
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	-	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる**「一元管理」**の方法をとるものではない。

○ マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに関し、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる**「分散管理」**の方法をとるものである。

一元管理



分散管理

